

資料 1

令和元年度第1回野洲市まちづくり基本条例推進委員会における主な内容

	市からの諮問内容	委員の主な意見	諮問に対する答申案	備考
改正案ア	<p>「第2章 みんなが輝くまちづくり」における条文改正 (所管課:人権施策推進課) (人権の尊重) 第3条 市民は、すべての活動において、相互に認め合い、思いやり、互いの人権を尊重します。 2 市民は、いかなる事由による差別も受けず、人として尊重される権利を持ちます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>野洲市まちづくり基本条例(訂正案) (人権の尊重) 第3条 市民は、いかなる事由による差別を受けず、個人として尊重されるとともに、すべての人が日本国憲法に定められる基本的人権を享受できるよう努めます。</p>	特になし	諮問内容のとおりとする。	
改正案イ	<p>「第6章 みんなにわかる行政運営」における条文追加 (所管課:企画調整課) (総合計画) 第〇〇条 市長は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、市の最上位計画として総合計画を策定、公表し、実現に努めます。</p>	特になし	諮問内容のとおりとする。	
改正案ウ	<p>「第3章 みんなの役割」における条文追加 (所管課:協働推進課) 第8条に次の1項を加える。 2 市民は、市民活動や自治会活動への参加を通じて、共助の精神をばぐくみ、地域課題の解決に努めます。 第10条に次の1項を加える。 2 自治会は、<u>市民が参加しやすい開かれた組織をつくり</u>、地域を担う人材の育成や地域課題の解決に努めます。</p>	<p>「市民が参加しやすい開かれた組織」について自治会が新たに組織を立ち上げるのは難しいと思う。</p>	<p>「市民が参加しやすい開かれた組織をつくり」を「市民が参加しやすい運営を行い」に改める。</p>	
改正案エ	<p>「第7章 みんなで支え合う市民活動」における条文追加及び章名改正 (所管課:協働推進課) 第7章に次の1条を加える。 (自治会活動への支援) 第〇〇条 <u>市は、市民の主体的な自治会活動への参加を促進するため、支援します。</u> 「第7章 みんなで支え合う市民活動」を「第7章 みんなで支え合う市民活動と自治会活動」に改める。</p>	<p>第25条には「市は、市民活動を促進するため、必要な措置を講じます。」とあるが、市民活動は必要な措置を講じて、自治会活動は促進する、とはなっており、文言を合わせる必要があるのではないかと。</p>	<p>「市は、市民の主体的な自治会活動への参加を促進するため、支援します。」を「市は、市民の主体的な自治会活動への参加を促進するため、必要な措置を講じます。」に改める。</p>	
改正案オ	<p>「第8章 みんなで育てる条例」における条文削除 (所管課:協働推進課) (条例の見直し) 第30条 市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的を達成するに相当であるか否かを検討するとともに、必要と認めるときは、条例の改正その他の適切な措置を講じます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(削除)</p>	<p>・条例の見直しの規定を全削除した場合、見直しは出来ないということにならないか。 ・4年に一度も見直さなくてもよいが、定期的に見直しをすることは重要だと思い、制定当時にこの規定を入れたのではないかと。 ・見直し自体を削除するということは、今後見直しできるかどうか不安が残るところである。ところが、他の条例も見直しの規定はなく、必要に応じて見直しできるということなので、案のとおりでもよいのかとも思う。 ・この条例だけ見直しの規定があるのも変である。</p>	諮問内容のとおりとする。	

改正案力	<p>「第2章 みんなが輝くまちづくり」における条文追加  (所管課:危機管理課)  第2章中第7条の次に1条を加える。  (安全安心のまちづくり)  第〇〇条 市民、市議会及び市は、地域の安全安心のための自主的な活動の推進や住環境を整備します。</p>	特になし	諮問内容のとおりとする。	
------	---	------	--------------	--

諮問内容以外の委員からの意見	意見に対する対応	諮問に対する答申案	備考
<p>第5条こそ三位一体(市民・市議会・市)で進めていかななくてはいけないと思います。よって主語は市民だけでよいのか。  参考:(たくましい地域経済)  第5条 市民は、地域の資源を生かした地産地消の推進や、新しい地域産業の振興など、たくましい地域経済を創造します。</p>	<p>所管部である環境経済部と協議した結果、当該条文は、協働について規定した条文でないこと、他にも同様な条文(第3条、第4条)もあるが、それぞれの基本条例にて市民や市の役割が記載されており、第5条についても、現在、「野洲市商工業振興基本条例」が検討されていることから、同様に扱う必要があることから、現行どおりが妥当と思われる。  参考資料  環境基本条例  (目的)  第1条 この条例は、野洲市の豊かな自然環境及び良好な環境の保全について基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。  野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例  (市の責務)  第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策の積極的な推進を図り、市民の人権擁護及び人権意識の高揚に努めるものとする。  (市民の責務)  第3条 市民は、相互に人権を尊重し、前条の規定により市が実施する施策に参画するよう努めるとともに、差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。</p>	現行どおりとする。	